

平成25年度 第1回 宇都宮市民大学運営協議会

日 時 平成25年8月6日（火）

午前10時00分～

会 場 人材かがやきセンター 研修室

（中央生涯学習センター5階）

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）会長の選任について

（2）平成25年度宇都宮市民大学前期講座実施状況について・・・資料1

（3）平成25年度宇都宮市民大学後期講座の実施について・・・資料2

（4）平成26年度宇都宮市民大学の実施について・・・・・・・・・・資料3

3 その他

4 閉 会

宇都宮市民大学運営協議会委員名簿

任期：宇都宮市民大学運営協議会運営要領第4条の規定による期間
(平成24年9月1日～平成26年8月31日)

No.	氏名	所属団体等役職
1	あいはら えつお 饗庭 悦夫	作新学院大学・作新学院女子短期大学部 事務局長
2	いしづか みきお 石塚 幹男	株式会社下野新聞社 編集局総務部長
○ 3	おかだ かずなり 岡田 一成	宇都宮共和大学 事務局長
4	かわもと きよし 川本 清	帝京大学 宇都宮キャンパス 事務長
5	こばり きょうこ 小針 協子	とちぎボランティアNPOセンターぽぽら 主任研究員
◇ 6	たけざわ かずお 竹澤 一夫	株式会社栃木放送 常務取締役
7	なかじま そうこう 中島 宗皓	宇都宮大学 地域連携教育研究センター センター長
8	はせがわ きょうこ 長谷川 京子	宇都宮市生涯学習センター運営審議会 委員
9	はなづみ かずこ 花積 和子	宇都宮市生涯学習コーディネーター
◇ 10	ますだ としかず 増田 寿一	財団法人とちぎ未来づくり財団 事務局次長

(五十音順)

◎ 会長 ○ 副会長 ◇ 監事

宇都宮市民大学運営協議会運営要領

(趣旨)

第1条 宇都宮市民大学実施要綱第4条第4項に規定する宇都宮市民大学運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会はその目的を達成するため、市民大学に係る次の事務を行う。

- (1) 講座の企画の承認に関すること
- (2) 運営に関すること
- (3) 予算及び決算の承認に関すること
- (4) 共催事業に関すること
- (5) その他、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、生涯学習関係者及び生涯学習コーディネーターの中から、市長が委嘱する。
- 3 協議会は、専門講座の企画運営の選考をさせるため、講座企画運営選考委員会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員がこれを互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要であると認めるときは、協議会の委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 前項に定める出席を求められた者は、議事の決定に加わることはできない。

(監査)

第7条 協議会に監事2人を置き、会長がこれを指名する。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、事務局（教育委員会事務局生涯学習課）が処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年9月1日から施行する。